

# 平成23年度 事業計画書

## I. 基本方針

昭和32年に創立された本連盟は、業種・地域を問わない我が国中堅・中小貿易業者を統一した全国組織として会員企業の声を反映する政策提案、要望を国会、政府等関係方面に行っている。また、各種の講演会・研修会の開催や海外市場の調査、研究と最新の経済情報の提供等により国際取引、投資の推進、経営基盤の強化等、中堅・中小貿易業の総合的な発展に努めることを基本方針とする。

一方、本連盟は、昨年度に引き続き 財団法人貿易・産業協力振興財団より中小貿易業振興のための支援を受け、貿易振興に資する事業等を推進する。更に、財団法人日本貿易関係手続簡易化協会より中堅・中小貿易業者貿易手続の簡素化、貿易関係業務の効率化のための支援を受け、貿易手続の簡素化の普及と企業の国際化に関連する問題解決の情報の提供に努める。

これらの基本方針に基づく平成23年度の事業活動の具体的事項は次の通りで、各地区連盟の協力のもと公益的事業活動を推進することとする。

## II. 事業活動の具体的項目

本連盟の定款に記載された事業の内容に従い、平成23年度は次の事業を行うこととする。

### (1) 中小貿易業者の総意の表明（定款第4条（1））

世界経済は、リーマンショック以来の深刻な不況から脱し、新興国を中心に回復をみた。本年も世界経済は全体として安定成長が見込まれるが、我が国経済は昨年来、消費需要の減少、デフレの進行、雇用状況の悪化等が続いている。更に、3月に発生した東北地方太平洋沖地震の被害により輸出の減少が見込まれ、経済成長率は大幅な減速が避けられない状況である。このため、中小貿易業者の経営基盤の強化と育成のために以下の提言を国会、政府に対して行う。

- (イ) 中小企業関係税制の一層の改善に関する研究と提言（消費税、法人税法、事業継承税制、また、震災を受けた企業への特別減税処置 等）
- (ロ) 不況対策に係る各種助成金、制度金融・信用保証制度の一層の拡充
- (ハ) 原発事故による海外の過度の輸入禁止の動きを阻止する交渉

(2) 中小貿易業経営の近代化の推進（定款第4条（3））

- (イ) 昨年に続き経済産業省による製品安全政策（製品安全4法の的確な運用と執行、事業者の自立的な安全活動の促進等）の理解と遵守に努め、企業内体制の整備、構築に努める。
- (ロ) 地球温暖化対策として省エネルギー、省資源対策の推進。その為の関連情報の会員への提供、勉強会等の開催
- (ハ) 雇用対策と各種の雇用促進助成金の利用。  
多様化する雇用形態への対処方法の研究。外国人高度人材の呼び込み。

(3) 貿易に関する調査・研究並びに貿易行政の運営に対する協力（定款第4条（4）（5））

- (イ) 昨年は、海外市場調査と商談成立に向けて中国へ視察団を派遣して成果を得ることができた。今年度も同様の目的で視察団の派遣を行う。  
また、製品・部材等の輸出促進のため政府の施策、ジェトロの輸出促進事業等の情報を収集し、会員への提供を行う。
- (ロ) 我が国の対アジア諸国・その他地域とのEPA/FTA締結、合意に基づく内外市場の変化等に的確に対応するための調査、研究。  
また、環太平洋経済連携協定（TPP）の進捗状況に応じた対応策を検討。
- (ハ) 電子商取引の国際的な標準化等による貿易手続簡素化、効率化に関わる研修と広報。

(4) 貿易関係諸機関・団体等との連絡、協調（定款第4条（6））

- (イ) 各地区連盟は、地域経済・地場産業の発展のためジェトロ、商工会議所、各地域の貿易協会、日本機械輸出組合、倉庫協会等と連携し各種講演会や研修会等を開催し、情報の収集と共有化を図る。

(5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業（定款第4条（7））

- (イ) 「全中貿ニュース」の充実。会員に対する全中貿ニュースを昨年同様、毎月一回発行し、企業経営に役立つ最新の情報を提供する。また、公益的観点から全中貿ニュースをホームページに同時に掲載し、会員以外の企業に対しても情報の発信を行う。
- (ロ) 一般社団法人への移行（平成24年4月の予定）の為の申請準備

### **Ⅲ. 事業活動の推進**

上記の諸対策を研究し、その実現を図るために次の通り活動する。

1. 貿易投資委員会、金融税制委員会、製品安全委員会の各部会を必要に応じ開催し、研究を行う。
2. 会員企業のみならず一般企業にも拡大した時事時局に応じた研修会・講習会・説明会・交流会等を積極的に開催する。
3. 主として「全中貿ニュース」を通じ、政府による中小企業支援策、税制改正、EPA/FTA情報また国内外の経済情報、経済産業省の経済政策、製品安全行政等 多岐に亘る内容の情報を会員企業、関係団体等に伝達する。